

東北農政局入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日： 令和6年11月15日)

開催日及び場所		令和6年9月18日(水) 仙台合同庁舎A棟7階会議室		
委員		大泉 裕一(公認会計士・税理士) 齋藤 信一(弁護士) 佐藤 亮(ジャーナリスト)		
審議対象期間		令和6年4月1日～令和6年6月30日		
審議対象案件		313件 うち、1者応札案件 90件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 6件		
抽出案件		6件 うち、1者応札案件 2件 (抽出率 1.9%) (抽出率 2.2%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 (抽出率 -%)		
抽出案件内訳	工事	一般競争	2件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	公募型指名競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			工事希望型指名競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			その他の指名競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		随意契約	1件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
	業務	一般競争	2件 うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	公募型指名競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			簡易公募型指名競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			その他の指名競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		随意契約	公募型プロポーザル	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			簡易公募型プロポーザル	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			標準型プロポーザル	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			その他の随意契約	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
	物品 役務	一般競争	1件 うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		随意契約(企画競争・公募)	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		随意契約(その他)	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
	(特記事項)		なし。	

	意見・質問	回答等
	(詳細に記述すること。)	(詳細に記述すること。)
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり。	別紙のとおり。
委員会による意見の具申又は勧告の内容  [これらに対し部局長が講じた措置]	なし。  なし。	

事務局：

(注1) 必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注2) 公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。

## 委員からの意見・質問、それに対する回答等

意見・質問	回答等
<工事編>	
(田沢二期農業水利事業 田沢疏水左岸幹線水路他補完(その1)工事)	
<p>2者が予定価格を超過しているが、予定価格を上回るケースはあるのか。原因は何か。</p> <p>下請けに依頼しないと成立しない工事なのか。</p> <p>下請け依頼の有無は積算で考慮しているか。</p> <p>落札した業者の外注費が6割を占めている。業者が入札価格を算出する際は、下請けから見積りをとって積み上げで算出しているのか、それとも落札した業者が独自に算出しているのか。</p> <p>自社で全てを賄った場合と、下請けに依頼する場合とで、入札価格に大差はないのではないか。</p> <p>工事現場が遠隔地になっているとのことだが、この単位で発注するのが、効率的との判断なのか。</p>	<p>具体的な割合は把握していないが、ある程度発生しうる。</p> <p>工事下請け状況資料では、主に建築工事を下請けに依頼していると見受けられる。その価格が入札金額を押し上げているのではないかと推察している。</p> <p>発注者からは計り知れないが、当該企業について今回の入札に関しては、下請けに依頼するものが多くあったと推察している。</p> <p>積算において、考慮するものではない。</p> <p>業者の入札価格の算出は、下請けから見積りをとって積み上げで算出しているのではないかと推察される。</p> <p>例えば、自社のみであれば自社の決断で1割下げられる場合であっても、複数の下請け会社に依頼した場合、全ての会社が一律1割下げられるとは限らない。このような場合は、結果として下請けに依頼したほうが高くなる可能性があると考えられる。</p> <p>然り。細かな工事をそれぞれ発注するのは行政コストとしても高くなる。当然、発注者、受注者双方にとっても手続においても煩雑となる。今回の場合、ひとつにまとめて発注するのは、効率的であると判断した。</p>

(令和6年度東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所庁舎外壁等補修工事)	
<p>この工事は、低入札調査の対象工事か。調査をしない場合、質の悪い材料が使われるおそれはないか。</p> <p>落札した業者は、安価な価格で入札していると考えられるかどうか。</p> <p>この工事は、積算の歩掛により入札価格を積算できるものか。</p> <p>予定価格を超過する入札や予定価格よりかなり安価な入札があった場合、予定価格が誤っている可能性について、確認を行わないのか。</p>	<p>低入札調査は予定価格が1千万円を超える工事等が対象であり、本件の予定価格では対象とならない。工事に用いる材料等については、監督職員が必要に応じ現場において検査等を行う。</p> <p>他者の入札価格は、予定価格超過や落札業者と同程度の価格と様々であった。工事費内訳書を見る限り、落札業者は、材料費や労務費を抑えるなどして入札されたのではないかと考える。</p> <p>積算の基準については、国土交通省の公共建築工事積算基準により積算することを現場説明書に示しており、共通仮設費についても、算定方法や単価の補正方法などを示している。</p> <p>また、工事の数量表や資材の単価も開示しているので、業者は高い精度で価格を算定できるのではないかと考えている。</p> <p>工事費内訳書を確認したところ、今回の場合は特定の項目だけが高いといったものではなく、項目ごとにばらつきがあることから、予定価格が誤っているものではなく、事業者それぞれの事情により入札したものと考えている。</p>
成瀬皆瀬国営施設応急対策事業 成瀬1号幹線用水路原形復旧工事	
<p>資材置き場には何を置いていたのか。</p> <p>資材置き場を借りたのは、国か請負業者か。</p>	<p>別の工事で発生した土や資材を一時的に置いていた。</p> <p>借主は国である。</p>

<p>資材置き場を国で借りる理由は何か。</p> <p>土地の借料はいくらぐらいか。</p> <p>土地の借料の割に、原状回復の工事が高すぎるのではないかと。そもそも、なぜ、地盤沈下したのか。</p> <p>その場所に土も盛っていたのなら、高さを合わせるため、その土を削るだけでよかったのではないかと。</p> <p>なぜ、道路は地盤沈下したのか。</p> <p>道路を削ったのは、誰か。</p> <p>国が責任を負うのは、どこまでなのか。</p> <p>当初90万円の予定が、4倍を超える400万円となったのか理解できない。</p> <p>現場の状況から積算したことと思うが、想定していた工事内容に誤りがあったのか、どういった事情なのか。</p>	<p>一般的に工事を発注する際は、事前に資材置き場の確保等を行っておかなければ入札参加業者が少なくなる。</p> <p>借地期間中の約1年半でおそらく数万円程度。</p> <p>地権者との交渉では、原状回復を借地の条件とされるのが一般的である。土地の借料と原状回復は別ものである。</p> <p>土地の借料は、土地の評価額などから算出する。原状回復工事は、工事期間中、土や資材等を置いていたため、その荷重で農地の地盤沈下が発生した部分に補充土を入れて原状回復するものである。</p> <p>借地した農地に置かれていた水路敷を掘削した土は、石やガラが含まれており、田んぼには適していないことから、土を入れ替える必要があった。</p> <p>道路は地盤沈下ではなく、除雪の際に削られた部分を砂利補修したもの。</p> <p>施工業者である。</p> <p>国が工事のために借りた農道や農地の原状回復は国によって行われるべきと考えている。農地の原状回復は、耕作に適した状態に戻すため不可欠な経費と考えている。</p> <p>前年度は、同様の原形復旧工事を発注して客土を行わずに完了できたことから、前年度と同様の考え方により、当初発注は概算額の90万円で積算している。</p> <p>雪解け後の状況から、結果的に大幅な増額となってしまったが、工事発注当初の考え方としては妥当なものと考えている。</p> <p>具体的には、4月2日の契約後、雪解け後の現地を地権者と一緒に確認してみると沈下が確認された。地権者かつ耕作者からは、4月26日以降に営農が再開できるよう沈下した部分の補修を依頼さ</p>
--	--

<p>当初の工事と追加の工事は別ものなのか。契約の内容はどうだったのか。</p> <p>雪が解けて現状を確認してから発注すべきではなかったか。</p> <p>少額随意契約の250万円を超える工事について、別途発注すべき工事ではなかったか。</p> <p>この土地は何㎡か。</p> <p>前回同様の工事があつて90万円で済んだ。前の工事は大丈夫だったのか。今回のケースが特別であったのか。</p> <p>佐藤委員と同様の意見で、当初、少額随意契約の工事に変更でその範囲を超えることについて、防げないものもあるかもしれないが、今後はなるべくなくしてほしい。</p>	<p>れたため、客土を行う追加工事が必要となり、増額となった。</p> <p>当初発注時点では、雪が積もっていたため、現地の状況がわからない状態で発注している。</p> <p>営農を再開する4月26日までに原状回復をしなければいけない。発注手続は、その前から行わなければならない、雪が残る春先の時期に概算として発注することはやむを得ない。</p> <p>追加工事の金額が当初工事の金額を上回ったことについては想定外で、今後同様の事が起きないようにする必要がある。</p> <p>本来であれば、別途発注すべき工事であるが、耕作時期が迫り、耕作開始までの期間が無くやむを得ず変更追加したものである。</p> <p>約7000㎡。通常の田んぼで2枚分程度。</p> <p>この農地の地盤が弱く沈下したものであると考えている。</p> <p>承知した。</p>
<p>&lt;測量・建設コンサルタント等業務編&gt;</p>	
<p>(津軽北部二期農業水利事業 車力制水門他現場調査推進技術業務)</p>	
<p>具体的に何をやる業務か。</p>	<p>令和6年度に実施する7件の改修工事について、現場技術員として常駐させ、発注資料や設計資料の作成、現場監督としての工事の立ち合い、関係機関との協議調整資料の作成など、1年を通して国の職員に代わって作業を行い、最終的に成果品</p>

<p>国の職員に代わって作業を行うことについて、一般的なものか、例外的なものか。</p> <p>2番の業者が辞退した理由は何か。</p> <p>業者にとっては利益が期待しにくい業務なのか。その他の業務と組み合わせて実施するなど、工夫する余地はないのか。</p>	<p>としてとりまとめる業務である。</p> <p>全てを現場技術員に任せているわけではなく、国の職員からの指示に基づいて作業をしている。</p> <p>多くの事業所において、現場技術員を配置している。</p> <p>辞退理由は、把握していない。</p> <p>1年間、会社の人員を常駐する業務であり、企業努力による利益拡大が難しいかもしれない。このこともあって、1者応札になったと推察する。</p>
<p>(成瀬皆瀬国営施設応急対策事業 皆瀬ダム取水施設測量調査業務)</p>	
<p>先ほどの抽出案件において辞退した業者が、今回落札している。比較的に近い日の3月25日に辞退し、4月22日に入札している。どういった業者か。</p> <p>応急対策事業とは、どんな事業か。</p> <p>改修だと費用が膨大、細かく補修することによって、トータルコストとして低く抑えられるのではないか。</p>	<p>大手ではなく、主に秋田県内を営業区域としている業者である。</p> <p>国営かんがい排水事業は、ダムや頭首工、水路など地域全体を対象に用水改良事業を実施するものに対し、応急対策事業は、施設が老朽化し、緊急的に実施しなければならない更新事業として区分している。</p> <p>取水塔は耐震性が確保されていないため、機能診断を行い、その調査の結果、緊急的に改修することとなった。</p> <p>全ての施設において、日常の維持管理費を含めたライフサイクルコストが最大限抑えるよう検討している。</p> <p>水路等、土地改良区などの地域の維持管理者で補修しやすいものについては、比較的短期間で自ら補修し、延命しやすいが、ダムにある取水塔のため、日常的な補修等は難しいことから、老朽化が蓄積し、今回それを集中的に改修するものである。</p>

<p>何年前に建てられた施設か。</p> <p>建築基準は、昭和56年に見直されたが、土木はどうか。</p> <p>5番、8番の業者は、無効となっている。理由は何か。</p> <p>業者は積算方法をわかっていたか。</p> <p>低入札価格調査は、どのような内容か。</p>	<p>昭和50年頃と推察され、50年は経過しているものとする。</p> <p>令和7年の阪神淡路大震災を機に土木構造物の耐震基準が見直しされている。それ以後の施設は耐震化されているが、それ以前のは旧基準で耐震性が低いと考える。</p> <p>5番、8番の業者は、調査基準価格を下回る入札があり、その後の低入札価格調査のヒヤリングを辞退したことから、無効の扱いとなった。</p> <p>歩掛を公表し、仕様書において数量も示しているので、予定価格に近い積算は可能と思われる。</p> <p>短期間で当該価格により入札した理由、履行体制、手持ち業務及び配置予定技術者名簿等の膨大な量の資料を作成いただく必要がある。</p>
<p>&lt;物品・役務編&gt;</p>	
<p>(令和6年度排水ポンプパッケージ用ポンプ3台購入)</p>	
<p>前回委員会の抽出も同様の案件か。</p> <p>N0.5のポンプは3台購入、N0.6のポンプは1基購入、金額が同程度であるが、ポンプの出力等の違いからなのか。</p> <p>ポンプは、株式会社クボタ製でないと動かないのか。</p>	<p>前回委員会の案件はポンプの点検に係る役務契約であり、今回はポンプそのものの購入契約である。</p> <p>ポンプパッケージは、ポンプ2台と操作盤や排水用ホースなどがセットになっているもの。そのパッケージが全部で5基あり、ポンプの数は合計10台となるが、N0.5はそのうち経年劣化の著しいポンプ3台を購入するものであり、N0.6はパッケージ自体を新規で購入するものであるため、単純比較できない。</p> <p>災害対応用ということで、いざというときに使用できない事態があってはならないものであり、</p>

<p>一回導入されると、その後のメンテナンス等で儲けられる仕組みか。</p>	<p>他メーカー製のポンプを接続した場合、操作盤からの信号を受信しないなどのリスクがある。</p> <p>NO.6 はパッケージを新たに一式購入したものであるため、メーカーは問わない。</p> <p>その後のメンテナンスやポンプの交換等を見越して初期投資として安価に入札している可能性はあると考えられる。</p> <p>なお、ポンプ1台の不具合からパッケージごと換えることは、経済性の観点からできないので、交換するタイミングを見計らいながら、できるだけ効率よく交換していきたい。</p>
--	---